

コーデックスにおける 食品表示における食品情報の提供のための テクノロジーの使用に関するガイドライン

CXG 105-2024
Adopted in 2024

令和7年7月

消費者庁食品表示課

食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(1/4)

1. 目的

消費者に包装食品に係る情報提供を行うためのテクノロジーの使用について、指針を提供すること。

2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品上のラベル又は表示を介し、消費者がテクノロジーを使用してアクセスする食品情報に適用される。

3. 利用

このガイドラインは、GSLPFその他の包装食品の表示に関連するコーデックス文書と併せて読むべきものである。

4. 用語の定義

このガイドラインの目的において

「食品情報」とは、包装食品に関するコーデックス文書の適用を受ける情報を意味する。

「テクノロジー」とは、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを含むがこれらに限られない、あらゆる電子的又はデジタルの手法を指す。

食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(2/4)

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

- 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
 - a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
 - b) 一般の人々（その特定の一部を含む。）は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範、適正かつ容易なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
 - c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。
- 食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。
- 個別の実物の商品と紐付いている食品情報（例：ロット番号、日付表示）は、個別の商品とその情報とを紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

販売の状態やラベル又は表示上の記載の免除のために、消費者が食品表示情報にアクセスできない場合には、当該食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用が検討されるべきである。

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならない。

- GSLPFのセクション 3 に規定する一般原則は、テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報に適用される。
- テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、他の言語で表示される場合も含めて、包装食品のラベル又は表示上で提供される情報と矛盾するものであってはならない。
- 義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合には、ラベル又は表示上の言及は当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない。
- 食品情報がテクノロジーの使用により提供される場合には、該当するコーデックス文書に従って示されなければならない。
- セクション 5 に定めるところにより、義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限（use-by date or expiration date）が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。
- テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、消費者がいかなる情報をも提供又は開示する必要なく、容易にアクセスできなければならない。

(続く)

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則（続き）

- 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へ言及するにあたっては、プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で掲示されなければならない。
- 包装食品のラベル又は表示上の言及の目的が消費者にとって自明でない場合には、どのように用いればいいのか、又はその使用によって得られる食品情報の種類に関する説明が伴わなければならない。（例：「原材料についての詳細情報はここをスキャン」）
- テクノロジーの使用によりアクセスされる食品情報とリンクするラベル又は表示上の言及及び説明文は、GSLPFのセクション8.1.2及び8.1.3に準拠しなければならない。
- テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の下状況において、明確で目立つものであり、かつ読みやすく、また該当する場合には(if applicable)聞きやすいものでなければならない。
- テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報の言語は、当該食品が販売される国の消費者に適したものでなければならない。
- 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への情報にアクセスするための料金(a charge to access)なしに提供されなければならない。